

下水道事業受益者負担金

新発田地区と豊浦地区の状況

負担区・受益者負担金		区 域 名	賦課年度
第1負担区(公共) (700 円/㎡)		本町2丁目の一部、諏訪町1・2丁目の一部、中央町1・2・4丁目の一部、中央町3丁目、大栄町1・2丁目、大栄町4丁目の一部、大手町1・2・4丁目、大手町3・6丁目の一部、西園町1丁目、西園町2・3丁目の一部、御幸町1丁目、御幸町2・3丁目の一部、住吉町1・2・3丁目、住吉町5丁目の一部、新栄町1・2・3丁目の一部、富塚町1丁目の一部	平成13年度 ～
第2負担区 (公共) (700 円/㎡)	第1賦課 対象区域	諏訪町1・2丁目の一部、諏訪町3丁目、中央町2丁目の一部、大栄町7丁目、御幸町2・3丁目の一部、住吉町1・3・4・5丁目の一部、舟入町1丁目の一部、新栄町1丁目の一部、富塚町1丁目の一部	平成16年度 ～
	第2賦課 対象区域	御幸町4丁目の一部、大栄町3丁目、大栄町4・5丁目の一部、大栄町6丁目、豊町1・3丁目	平成17年度 ～
	第3賦課 対象区域	五十公野の一部 山崎の一部	平成19年度 ～
	第4賦課 対象区域	本町1丁目、本町2・3・4丁目の一部、諏訪町1丁目の一部、中央町1・4・5丁目の一部	平成19年度 ～
第3負担区(公共) 豊浦地区(700 円/㎡)		蛇塚、上荒町、竹ヶ花、二ツ堂、上端、下荒町、切梅の一部	平成15年度 ～
第4負担区(公共) 豊浦地区 (620 円/㎡)		太斎、小坂、池ノ端、切梅の一部、赤橋、藤掛、荒町の一部、横堀、大伝新道、大伝本村、下中ノ目、乙次、下飯塚、吉浦、天王、上本田、下本田、滝沢、月岡の一部	平成19年度 ～
第5負担区(公共) (690 円/㎡)		大栄町5丁目の一部、西園町2・3丁目の各一部、御幸町4丁目の一部、住吉町4丁目の一部、中曽根町1・2・3丁目、舟入町1丁目的一部分、舟入町2・3丁目、富塚町1・2・3丁目の各一部	平成22年度 ～
第6負担区(公共) (690 円/㎡)		豊町2・4丁目、五十公野の一部、山崎の一部、下内竹の一部、小見の一部、上内竹の一部、古寺の一部	平成21年度 ～
第7負担区(公共) (690 円/㎡)		本町3・4丁目の各一部、中央町5丁目的一部分、大手町5・6丁目の各一部、緑町1・2・3丁目の各一部、城北町1・2・3丁目の各一部、東新町1・2丁目、東新町3・4丁目の各一部、新富町1・2・3丁目、中田町1・2・3丁目の各一部、小舟町1・2・3丁目の各一部、舟入町3丁目的一部分、富塚町1・2・3丁目的一部分、板敷の一部、島潟の一部、舟入の一部、富塚の一部、東塚目的一部分、小舟渡的一部分、中曽根的一部分、奥山新保的一部分、五十公野的一部分、上中山的一部分、岡田的一部分、荒町的一部分	平成28年度 ～
第8負担区(公共) (620 円/㎡)		切梅の一部、池ノ端的一部分、吉浦的一部分、竹俣万代的一部分、加治万代的一部分、岡屋敷的一部分	平成28年度 ～
月岡第1負担区(特環) (1,000 円/㎡)		月岡の一部	平成元年度 ～
月岡第2負担区(特環) (600 円/㎡)		月岡の一部、万代的一部分、岡屋敷的一部分	平成6年度 ～

上表の区域においては、次の計算式で負担金単価を算定している。

$$\text{負担金単価} = \text{単独事業費のうち末端管渠事業費} \div \text{賦課対象面積}$$

※ただし、第3負担区、月岡第1・第2負担区は、合併前の旧豊浦町の算定方式による。

※第7負担区、第8負担区は、隣接する負担区の最新の負担金単価とする。

紫雲寺地区の状況

負担区・受益者負担金	区 域 名	賦課年度
第3負担区(特環) (260 円/㎡)	真野原外、真野原、米子、宮吉、小川、長島、長者館、関井、稲荷岡、下中沢、草荷の各一部、中野	平成 22 年度 ～
第4負担区(公共) (260 円/㎡)	藤塚浜の一部	令和3年度

上表の区域においては、次の計算式で分担金・負担金単価を算定している。

$$\text{負担金単価} = \text{単独事業費のうち末端管渠事業費} \div \text{賦課対象面積}$$

※第4負担区は、隣接する負担区の最新の負担金単価とする。

加治川地区の状況

負担区・受益者負担金	区 域 名	賦課年度
第3負担区(特環) (320 円/㎡)	塚田、古楯、吉田、稲荷、野中、川口、関妻、上今泉、貝屋、下小中山、金山、貝塚、寺尾、二本木、釜杭、高山寺、古川、川尻の一部、住田の一部	平成 19 年度 ～
第4負担区(特環) (370 円/㎡)	上館の一部、下中、館野小路の一部、下今泉、横岡の一部、関妻の一部、向中条、押廻、川尻、草荷の一部、下坂町	平成 26 年度 ～
第5負担区(特環) (370 円/㎡)	黒岩の一部、早道場の一部、三日市の一部、上小松の一部、下小松の一部、上館の一部、新屋敷の一部、新保小路の一部、館野小路の一部、上今泉の一部	令和 5 年度～

上表の区域においては、次の計算式で分担金・負担金単価を算定している。

$$\text{負担金単価算} = \text{単独事業費のうち末端管渠事業費} \div \text{賦課対象面積}$$

※第5負担区は、隣接する負担区の最新の負担金単価とする。